

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821
税務課 ☎76-3803

① 令和3年度住民税非課税世帯の世帯主（課税者の扶養親族等のみでなる世帯を除く）

- ▶ 申請方法 1月上旬に支給対象となる世帯へ、支給確認書を簡易書留にて郵送しています。期日（令和4年3月25日（金））までに返信してください。
- ▶ 支給金額 1世帯10万円
- ▶ 支給方法 確認書に記載のある口座への振込を基本とします。
- ▶ 基準日 令和3年12月10日（九重町に住民票のある方）
※記載されている口座は、令和2年度特別定額給付金の受取口座です。支給確認書に口座記載のない方、口座の変更等があった方は通帳と本人確認書類の写しを添付して返送してください。

② 令和3年1月以降新型コロナウイルス感染症による家計急変で、①と同等となる世帯の世帯主

住民税が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入減少により①と同等となる世帯へ10万円を支給します。対象要件に該当するかどうかは、収入が減少したことが分かる書類等を審査し決定します。詳しくは事前にご相談ください。

- ▶ 対象要件
 - ・①に該当しない方
 - ・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響で収入が減少した世帯
 - ・世帯全員が「課税されている他親族等の扶養」を受けていないこと

※新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置と全く関係ない理由で収入が減少した方は対象となりません。

- ▶ 相談受付期間 令和4年2月1日（火）～令和4年9月30日（金）

★申告をされていない世帯は、令和3年度分の申告をお願いします。①に該当すれば給付対象となります。
★DV等で避難されている方で、①、②に該当する方はご相談ください。

子育て世帯への臨時特別給付金 – 申請が必要な方ご注意ください！ –

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

- ▶ 対象者・支給金額 0歳から高校3年生までの児童を養育する方へ、児童1人あたり10万円の一括給付

※平成15年4月2日～令和4年3月31日までに生まれた児童
※支給要件（令和3年度所得が児童手当所得制限限度額以下である方等）があり
ますので、詳しくは九重町HPをご確認いただくか、お問い合わせください

九重町HP ▶



- ▶ 支給にあたり 申請が必要な方

平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童のみを養育している方、及び、所属長から児童手当を受給している公務員の方は申請が必要です。詳しくは、九重町ホームページをご確認ください。

申請期間：令和4年1月5日（水）～2月28日（月）

- ▶ 児童手当の支給口座へ振込み済の方

- ①対象となる方で、九重町から令和3年9月分の児童手当を受給している方、または、令和3年9月1日から令和3年10月31日までに出生した児童で九重町から児童手当の受給資格を認定された方へは、令和3年12月24日に児童手当の支給口座へ振込みをしています。
- ②上記の①に該当する方で、平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれのきょうだいを養育している方への、きょうだい児分は令和4年1月14日（金）に、児童手当の支給口座へ振込みをしています。